

簡易裁判所の管轄拡大についての主な検討の視点

- 1 簡易裁判所の組織と役割
- 2 簡易裁判所の民事訴訟の特色
- 3 簡易裁判所の特質を活かし、裁判所へのアクセスを容易にする
との観点
- 4 昭和 57 年裁判所法改正後の経済指標の動向等

(参考)

司法制度改革審議会意見書－ 21 世紀の日本を支える司法制度－ (抜粋)

平成 13 年 6 月 12 日 司法制度改革審議会

II 国民の期待に応える司法制度

第 1 民事司法制度の改革

5. 家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実

(3) 簡易裁判所の管轄拡大、少額訴訟手続の上限の大幅引上げ

簡易裁判所の事物管轄については、経済指標の動向等を考慮し、訴額の上限を引き上げるべきである。

簡易裁判所の事物管轄は、訴額が 90 万円を超えない事件とされており、また、より簡易迅速な手続である少額訴訟手続の対象となるのは、そのうち訴額が 30 万円以下の金銭請求事件とされている。

簡易裁判所の事物管轄を定める訴額の上限が 90 万円と定められたのは、昭和 57 年の裁判所法改正によるが、軽微な事件を簡易迅速に解決することを目的とし、国民により身近な簡易裁判所の特質を十分に活かし、裁判所へのアクセスを容易にするとの観点から、簡易裁判所の事物管轄については、経済指標の動向等を考慮しつつ、その訴額の上限を引き上げるべきである。

司法制度改革推進計画 (平成 14 年 3 月 19 日閣議決定) (抜粋)

II 国民の期待に応える司法制度の構築

第 1 民事司法制度の改革

5 家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実

(2) 簡易裁判所の管轄拡大、少額訴訟手続の対象事件の訴額上限の大幅引上げ

ア 簡易裁判所の事物管轄について、経済指標の動向等を考慮して、対象事件の訴訟の目的の価額の上限を引き上げることとし、所要の法案を提出する (平成 15 年通常国会を予定)。(本部)